

【基本的な考え方】

令和4年度の年度計画は、公立大学法人青森公立大学第3期中期計画の2年目であることから、その計画を着実に実施していくため、大学に求められる使命を意識しながら、大学改革を積極的に行うとともに、青森市をはじめ、地域との連携をより充実させていくこととし、令和3年度計画を必要に応じて見直しつつ、令和4年度当初予算案との整合を図りながら、作成したものであり、これまでの取組に加え、下記の新規・拡充・重点的項目に取り組んでいくこととする。

【新規・拡充・重点的項目（内容変更あり）】**<教育・研究関連>****①【重点】P1 No. 3**

学生の学習成果を適切に把握し、その活用方法の検討

②【重点】P2 No. 12

授業やゼミ活動等でのアクティブラーニング室の有効活用

③【重点・拡充】P2, 3 No. 14, 24

ICTを活用したリモート留学（NZ ワイカト大学（継続）、英国スターリング大学（拡充）、米国ボストン大学（検討））の実施

④【重点・拡充】P4 No. 30

志願者確保のため、県内外の高校訪問、出張講義及びオープンキャンパスの実施、各種進学説明会への参加、大学見学の受入

⑤【重点・拡充】P4 No. 32

戦略的広報実施のため、データ分析チームの分析結果をもとにした効果的な広報手段の検討・実施

⑥【重点・拡充】P4 No. 36

大学院への社会人入学生を確保するため、広報手段の改善と行政機関や民間企業への訪問

⑦【重点・拡充】P6 No. 49

オンライン求人情報管理システムの運用改善により学生への支援体制の強化

<地域貢献関連>**①【重点・拡充】P9 No. 78**

青森圏域内の市町村において、リモートワーク活用をテーマとした講座等の開催

<その他業務運営関連>**①【重点】P11 No. 94**

事務職員を対象とした能力評価・業績評価の実施と給与・昇任等への反映

②【重点】P11 No. 95

教員職員を対象とした人事評価の試行（自己評価・評価実施）の実施・検証

③【新規】P13 No. 117

公益財団法人大学基準協会による2018年度の大学評価における4点の改善課題に対する改善報告書の提出

④【新規】P13 No. 122

個人情報保護法等の統合に伴い、青森市の制度に準じた関係規程、要綱等の改正作業等

令和4年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画（案）

() 内のⅠ～Ⅵは、令和3年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画の見出し記号である。

下線：新規・数値目標又は重点的な取組 斜体：令和3年度計画に比べ変更となった内容

区分 新規：新たに実施する措置 継続：内容の変更がない措置 拡充：内容を拡充する措置 縮小：内容を縮小する措置 終了：終了（廃止・休止含む）する措置

新規・拡充 新規・拡充を除く重点的な取組

No.	第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
第2（1）大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置				
1 教育に関する目標を達成するための措置				
(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置				
①学士課程				
1	・入学生に対し本学学部の教育目標・教育方針について周知を徹底する。 ・シラバス（講義計画・概要）において到達目標を明示してそれに基づく適切な授業運営及びGPAに基づく成績評価を徹底し、成績優秀者の表彰及び成績不振者の個別指導を充実させる。 ・学生の学習成果を適切に把握し、活用していく。	・入学生に春学期オリエンテーション及び大学基礎演習において、学部の教育目標・教育方針の周知を徹底する。	継続	・入学生に春学期オリエンテーション及び大学基礎演習において、学部の教育目標・教育方針の周知を徹底する。
2		・シラバス（講義計画・概要）において到達目標を明示し、それに基づく適切な授業運営及びGPAに基づく成績評価を行い、成績優秀者の表彰及び成績不振者の個別指導を実施する。	継続	・シラバス（講義計画・概要）において到達目標を明示し、それに基づく適切な授業運営及びGPAに基づく成績評価を行い、成績優秀者の表彰及び成績不振者の個別指導を実施する。
3		・カリキュラムポリシーに教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示し、公表する。	継続	・学生の学習成果を適切に把握し、その活用方法を検討する。
②博士課程（前期・後期）				
4	・入学生に対し本学大学院の教育目標・教育方針について周知を徹底する。	・入学生に対し、本学大学院の教育目標・教育方針の周知を徹底する。	継続	・入学生に対し、本学大学院の教育目標・教育方針の周知を徹底する。
5	・シラバス（講義計画・概要）に基づく適切な授業運営及び成績評価を行う。	・シラバス（講義計画・概要）において、到達目標を明示し適切な授業運営及び成績評価を行う。	継続	・シラバス（講義計画・概要）において、到達目標を明示し適切な授業運営及び成績評価を行う。
6		・カリキュラムポリシーに教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示し、公表する。（再掲）	終了	（終了）令和3年度に基本的な考え方を公表したため、令和4年度は削除
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置				
①教育プログラムの検証・再編				
【学士課程】 【博士課程（前期・後期）】				
7	・学生及び大学院生に対する授業評価に関するアンケート等を実施し、その結果に基づく教育改善を推進する。 ・現行カリキュラムの検証及び必要な改善を図る。	・授業評価に関するアンケート等の結果を基にした教育改善を推進する。	継続	・授業評価に関するアンケート等の結果を基にした教育改善を推進し、必要に応じて現行カリキュラムの改善を図る。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
②教育方法の改善					
【学士課程】 【博士課程（前期・後期）】					
8		・FD（教員の教育・研究の質の向上を図るための取組）を通じて、教員間の学生指導に関する情報共有を行い、教育方法や実施体制の改善を行う。	・教員の教育方法や実施体制の改善のため、学部及び大学院単位でFD研修を実施する。	継続	・教員の教育方法や実施体制の改善のため、学部及び大学院単位でFD研修を実施する。
9		・大学での学修の進め方を学ぶための初年次教育を充実させる。	・1年次科目「大学基礎演習」及び「学習導入演習」の授業内容の検証及び必要な改善を継続する。	継続	・1年次科目「大学基礎演習」及び「学習導入演習」の授業内容の検証及び必要な改善を継続する。
10		・他大学や地域・企業等との連携を図り、単位互換や地元地域等実社会を教育現場とする体験学習などにより学修機会の充実を図る。	・単位互換協定を締結する大学と連携し、科目的調整を行うなど、単位互換制度を実施する。	継続	・単位互換協定を締結する大学と連携し、科目的調整を行うなど、単位互換制度を実施する。
11		・アクティブラーニングにより、学生が能動的に学修できる教育方法を推進する。		継続	・地元地域等実社会を教育現場とする学修機会の充実を図る。
12		・学生の能動的な修学環境の拡充を図るため、アクティブラーニング室を増設する。	・授業やゼミ活動等において、アクティブラーニング室の有効活用を図る。	継続	
③グローバル化への対応					
【学士課程】					
13		・語学研修や留学制度等、海外における教育機会の充実を図る。 ・海外の教育機関や研究者等との交流や共同研究等を推進する。	・スターリング大学、ワイカト大学との留学・語学研修事業について、授業を活用した留学事業のPR、留学を検討する学生が留学経験者と直接意見交換ができる相談会の開催等、留学参加意識の醸成を図りながら実施する。	継続	・スターリング大学、ワイカト大学との留学・語学研修事業について、授業を活用した留学事業のPR、留学を検討する学生が留学経験者と直接意見交換ができる相談会の開催等、留学参加意識の醸成を図りながら実施する。
14			・ICTを活用したリモート留学（ワイカト大学）及びeラーニングを実施する。	拡充	・ICTを活用したリモート留学として、NZワイカト大学に加え、英国スターリング大学を実施し、米国ボストン大学を検討する。
15			・学会やワークショップ、研究会等への参加及び招聘により、海外の研究者との交流を推進する。	継続	・学会やワークショップ、研究会等への参加、招聘又はオンラインにより、海外の研究者との共同研究及び交流を推進する。
④人間としての魅力を高めるための教育					
【学士課程】					
16		・経営経済の専門分野の修得に加え、芸術・文化を理解し、社会的倫理観を身に付けた人材を育成するため、教育科目的充実を図る。	・現行カリキュラムの教養科目を継続しながら、授業評価に関するアンケート等により検証する。	継続	・現行カリキュラムの芸術・文化を理解し、社会的倫理観を身に付ける教養科目を継続しながら、授業評価に関するアンケート等により検証し、必要に応じて改善する。
(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置					
①教員の教育指導能力の向上					
【学士課程】 【博士課程（前期・後期）】					
17		・教員の指導能力の向上のため、FD活動等を充実させるとともに、授業評価に関するアンケート等の結果を踏まえ検証し、改善する。	・教員の指導能力向上のため、FD活動等を実施するとともに、授業評価に関するアンケート結果の活用を検証する。	継続	・教員の指導能力の向上のため、FD活動等を充実させるとともに、授業評価に関するアンケート等の結果を踏まえ検証し、必要に応じて改善する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
②教育環境の整備					
【学士課程】					
18		・教室内の設備の充実やTA（学生による授業補助者）制度の活用により、授業の環境を整える。 ・教育課程の中で国際芸術センター青森、国際交流ハウス等の交流施設及び設備の利活用を推進する。	・良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器更新及び図書館の環境整備を行う。	継続	・良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器や映像・音響機器の更新及び図書館の環境整備を行う。
19		・学部教育、地域及び海外との教育機会の充実を図るために、ICT（情報通信技術）の活用を促進する。	・TA（学生による授業補助者）制度を実施し、授業環境の維持向上を図る。	継続	・TA（学生による授業補助者）制度を実施し、授業環境の維持向上を図る。
20			・美術科目（教養科目）において、国際芸術センター青森の施設を活用して授業を実施する。	継続	・美術科目（教養科目）において、国際芸術センター青森の施設・設備を活用する。
21				継続	・授業において、国際交流ハウス等の交流施設・設備を活用する。
22			・コロナ禍でも学びの継続を確保するため、学部教育において令和2年度に構築した「学内LIVE中継システム（ICT）」を活用する。	継続	・コロナ禍でも学びの継続を確保するため、学部教育において令和2年度に構築した「学内LIVE中継システム（ICT）」を活用する。
23			・ICTを活用して地域の企業・団体と連携した授業を行う。	継続	・ICTを活用して地域の企業・団体と連携した授業を行う。
24			・ICTを活用したリモート留学（ワイカト大学）及びeラーニングを実施する。（再掲）	拡充	・ICTを活用したリモート留学として、NZワイカト大学に加え、英国スターリング大学を実施し、米国ボストン大学を検討する。（再掲No.14）
【博士課程（前期・後期）】					
25		・サテライトの有効活用を図るとともに、遠隔授業の利用促進を図る。	・サテライトでの授業及び遠隔授業システムの利用についてオリエンテーション等を通して周知を行う。	継続	・サテライトでの授業及び遠隔授業システムの利用についてオリエンテーション等を通して周知を行う。
③学修環境の整備					
【学士課程】 【博士課程（前期・後期）】					
26		・学部生及び大学院生のニーズを把握し、学修環境の利便性を向上させる。 ・大学院生へPCの貸与を行う。	・授業評価に関するアンケート等の結果から学修環境に関する学生のニーズを把握し、必要な改善を行う。	継続	・授業評価に関するアンケート等の結果から学修環境に関する学生のニーズを把握し、必要な改善を行う。
27			・良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器更新及び図書館の環境整備を行う。（再掲）	継続	・良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器や映像・音響機器の更新及び図書館の環境整備を行う。（再掲No.18）
28			・研究室でPCが必要な大学院生にPCを貸与する。	継続	・研究室でPCが必要な大学院生にPCを貸与する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置					
①学士課程の学生確保					
29		・一般選抜において、定員の3倍程度の志願者を常に確保する。	・一般選抜において、定員の3倍程度の志願者を確保する。	継続	・一般選抜において、定員の3倍程度の志願者を確保する。
30		・効果的に学生募集活動を実施するために、県内外の高校訪問、出張講義・大学見学を実施する。さらに県内においては、県内高校との懇談会や高大連携事業等を実施することで、高等学校との連携を図り、県内からの志願者の増加に繋げる。 ・入試関連を中心としたデータを分析し、Web活用も含めた効果的な広報活動を実施する。 ・アドミッション・ポリシーに適合する学生を確保するため、学生選抜方法を検証し、必要に応じて改善を行う。	・志願者の獲得を図るために、県内外の高校訪問や出張講義を効果的に実施する。また、オープンキャンパスの実施をはじめ、各種進学説明会への参加や大学見学受け入れを積極的に実施する。 ・県内からの志願者増加のために、県内高校との懇談会や高大連携事業を実施する。	拡充	・志願者の獲得を図るために、県内外の高校訪問や出張講義を効果的に実施する。また、オープンキャンパスの実施をはじめ、各種進学説明会への参加や大学見学の受入を積極的に実施する。 ・県内からの志願者増加のために、県内高校との懇談会や高大連携事業を実施する。
31				継続	
32			・戦略的広報実施のために、本学教員で構成されたデータ分析チームの分析結果をもとに、対象地域や実施時期など効果的な広報手段を検討し、順次実施していく。	拡充	・戦略的広報実施のために、本学教員で構成されたデータ分析チームの分析結果をもとに、対象地域や実施時期など効果的な広報手段を検討し、順次実施していく。
33			・アドミッション・ポリシーに適合する学生を確保するため、国の入試改革に合わせて変更した選抜の変更点について、必要に応じて検証を行う。	継続	・アドミッション・ポリシーに適合する学生を確保するため、令和7年度入試からの大学入学共通テスト実施科目の変更への対応を検討し、令和4年度中に公表を行う。
②博士課程（前期・後期）の学生確保の強化					
34		・入学定員と同数程度の志願者を常に確保する。	・入学定員と同数程度の志願者を確保する。	継続	・入学定員と同数程度の志願者を確保する。
35		・学部教育との連携の円滑化を図り、学部からの進学を促進させる。 ・社会人入学者を確保するため、行政機関や民間企業等への働き掛けを充実させる。 ・入学者選抜説明会を効果的に実施するとともに、入試に係る相談体制を充実させる。	・学部教育との連携の円滑化を図るために、キャリアセンターにおいて、進学希望者の情報を収集する。また、大学院進学促進ポスターを学内に掲示することや、成績優秀者に対して大学院進学の情報提供を行うなどの学内広報を実施する。	継続	・学部教育との連携の円滑化を図るために、キャリアセンターにおいて、大学院進学希望者の情報を把握し、適切な情報提供を行う。また、大学院進学促進ポスターを学内に掲示することや、成績優秀者に対して大学院進学の情報提供を行うなどの学内広報を実施する。
36		・社会的ニーズに見合った教育の実施体制及び履修証明プログラム等の内容を検証し、必要に応じて改善を行う。	・社会人入学生を確保するための取り組みとして、行政機関や民間企業を効果的に訪問する。	拡充	・社会人入学生を確保するための取組として、広報手段の改善を図るとともに、行政機関や民間企業を効果的に訪問する。
37			・遠方からの入学志願者やコロナ禍における対応として、オンライン等での進学相談を実施する。	継続	・遠方からの入学志願者やコロナ禍における対応として、オンライン等での進学相談を実施する。
38			・本学の大学院生にヒアリングしながら、大学院教育の実施体制及び履修証明プログラム等の検証を行う。	継続	・本学の大学院生にヒアリングしながら、大学院教育の実施体制及び履修証明プログラム等の検証を行う。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置					
①学生生活支援					
【学士課程】					
39		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等に対する授業料減免や各種奨学生制度の情報提供等、学生生活支援を充実させる。 ・課外活動の活性化を支援するための施設・設備を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免制度や各種奨学生制度等に関する積極的な情報発信を行い、必要に応じて学内の規程等の見直しを行う。 	継続	・授業料減免制度や各種奨学生制度等に関する積極的な情報発信を行い、必要に応じて学内の規程等の見直しを行う。
40		<ul style="list-style-type: none"> ・後援会及び同窓会の活動支援を行う。 ・社会活動における学生と地域との交流を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動活性化のため、サークルに対して施設・設備に関するニーズ調査を実施する。 	継続	・課外活動活性化のため、サークルに対して施設・設備に関するニーズ調査を実施し、必要に応じて改善する。
41		<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活のあらゆる面について、学生の不安や問題を的確に把握し、必要な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会及び同窓会の事務局として、円滑な運営・活動ができるよう支援する。 	継続	・後援会及び同窓会の事務局として、円滑な運営・活動ができるよう支援する。
42		<ul style="list-style-type: none"> ・食堂や売店などの福利厚生施設及び内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が地域の社会活動に参加しやすいよう、地域の催しの情報提供及びボランティア募集情報提供等の支援を行う。 	継続	・学生が地域の社会活動に参加しやすいよう、地域の催しの情報提供及びボランティア募集情報提供等の支援を行う。
43			<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において学生の不安や問題を的確に把握できるよう、事務職員が応対する「相談室」を開設する。 	継続	・コロナ禍において学生の不安や問題を的確に把握し、学生が安心して学生生活を送ることができるよう、事務職員が応対する「学生相談室」を引き続き開設する。
44			<ul style="list-style-type: none"> ・食堂や売店の満足度向上を図るため、モニタリング等を実施し、改善に向けた取組を行う。 	継続	・食堂や売店などの福利厚生施設の満足度向上を図るために、モニタリング等を実施し、改善に向けた取組を行う。
【博士課程（前期・後期）】					
45		<ul style="list-style-type: none"> ・大学院特待奨学生制度の適正な運用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院特待奨学生の審査基準を適正に運用する。 	継続	・大学院特待奨学生の審査基準を適正に運用する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
②キャリア支援					
【学士課程】					
46		・就職を希望する全ての学生が就業できるように、キャリアセンターを中心としたキャリア支援体制の強化を充実させる。	・学生の就職活動への実践的なサポートツールとして「就活ハンドブック」を作製し、3年生と教員へ配布する。	継続	・学生の就職活動への実践的なサポートツールとして「就活ハンドブック」を作製し、3年生と教員へ配布する。
47		・オンライン求人情報管理システムを活用した、学生への情報提供体制を推進する。 ・企業連携推進員を中心とした県内外の企業訪問を計画的に行い、就職先の新規開拓を図る。 ・インターンシップへの参加促進など、低学年時からのキャリア支援を充実させる。 ・O B ・ O Gとの連携を図り、就職支援ネットワークの強化を図る。 ・全国平均値を上回る就職率を毎年度維持する。	・コロナ禍において県外を就職活動の拠点とする学生にも対応できるように、Webツールを活用して相談業務を行う。 ・卒業後の就業状況を把握するため、各企業等に本学卒業生の就業状況調査を行う。	継続	・コロナ禍において県外を就職活動の拠点とする学生にも対応できるように、Webツールを活用して相談業務を行う。 (終了) 3年に1回のため、令和4年度は削除
48				終了	
49			・オンライン求人情報管理システムの運用改善を行い、企業・インターンシップ情報の検索機能に加え、学生への情報発信にも活用し、支援体制の強化につなげる。	拡充	・オンライン求人情報管理システムの運用改善を行い、企業・インターンシップ情報の検索機能に加え、学生への情報発信にも活用し、支援体制の強化につなげる。
50		・過去3年間（平成30年度～令和2年度）の平均を上回る、県内就職率を維持する。	・県内就職に対する情報提供を充実させるために、県内企業のほか、県内に事業所を置く県外企業へ積極的に企業訪問を行い、採用動向や求める人材像等の求人情報を学生に提供する。また、より多くの学生に参加機会を与えるため、県内企業バスツアーのコース数を拡充して実施する。	継続	・県内就職に対する情報提供を充実させるために、県内企業のほか、県内に事業所を置く県外企業へ企業連携推進員を中心として積極的に企業訪問を行い、採用動向や求める人材像等の求人情報を学生に提供する。また、コース数を拡充した県内企業バスツアーを継続して実施する。
51			・低年次から学生の就職活動の基点がキャリアセンターとなるよう、就職ガイダンスやキャリア形成講座を通じて情報提供を行う。	継続	・低年次から学生の就職活動の基点がキャリアセンターとなるよう、就職ガイダンスやキャリア形成講座を通じて情報提供を行う。
52			・企業が実施するインターンシップに参加する意義を理解し、積極的な参加を促すためインターンシップガイダンスを開催する。また、人事担当者に協力を仰ぎ、インターンシップの有用性や参加するメリットについて学ぶ機会の提供に努める。	継続	・インターンシップ参加の意義を理解し、積極的な参加を促すためインターンシップガイダンスを開催する。また、企業人事担当者と協力し、インターンシップの有用性や参加するメリットについて学ぶ機会の提供に努める。
53			・学生の職業観の醸成や主体性向上のため、社会で活躍するO B ・ O Gと連携して座談会形式での取組を行う。	継続	・学生の職業観の醸成や主体性向上のため、社会で活躍する卒業生と連携して座談会形式での取組を行う。
54			・全国平均値を上回る就職率を維持する。	継続	・全国平均値を上回る就職率を維持する。
55			・過去3年間（平成30年度～令和2年度）の平均を上回る県内就職率を維持する。	継続	・過去3年間（平成30年度～令和2年度）の平均を上回る県内就職率を維持する。
【博士課程（前期・後期）】					
56		・就職を希望する大学院生へのキャリア支援を充実させる。	・学部学生向けに実施する就職ガイダンスの情報発信や、就職相談のためにキャリアセンターの利用を促し、キャリア支援を実施する。	継続	・学部学生向けに実施する就職ガイダンスの情報発信や、就職相談のためにキャリアセンターの利用を促し、キャリア支援を実施する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
2 研究に関する目標を達成するための措置					
(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置					
57		・基礎的及び応用的研究を推進する。 ・地域課題・国際的課題の研究を推進する。	・教員及び研究員に適正な研究費を配分し、基礎研究及び応用研究を推進する。	継続	・教員及び研究員に適正な研究費を配分し、基礎研究及び応用研究を推進するため、教員及び研究員に対し、個人研究費や戦略的研究助成事業により、適正な研究費を配分する。
58			・研究におけるローカル及びグローバルな課題への取組を継続する。	継続	・地域課題や国際的課題の研究を推進するため、個人研究費や戦略的研究助成事業により、適正な研究費を配分するほか、青森学術文化振興財団助成事業などの外部資金の活用を図る。
(2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置					
59		・高い研究成果を顕彰する。 ・教員の研究成果をホームページ及びマスメディア等の活用により学内外へ積極的に情報発信する。	・大学の地位を高めたと認められる研究成果を顕彰する。	継続	・大学の地位を高めたと認められる研究成果を顕彰する。
60		・公開講座を開催するなど、研究成果を社会還元する。 ・海外研究者と共同研究事業を推進する。	・教員の研究成果の地域還元を推進するため、公開講座の実施及び学術リポジトリや論纂の公開など、マスメディア等を活用した積極的な情報発信を行う。	継続	・教員の研究成果を社会還元するため、青森ケーブルテレビでの公開講座の放映やホームページでの学術リポジトリや論纂の公開など、マスメディア等を活用した積極的な情報発信を行う。
61			・教員の研究成果の地域還元を推進するため、地域住民を対象とした公開講座を5講座開催する。	継続	・教員の研究成果の地域還元を推進するため、地域住民を対象とした公開講座を5講座開催する。
62			・学会やワークショップ、研究会等への参加及び招聘により、海外の研究者との交流を推進する。（再掲）	継続	・学会やワークショップ、研究会等への参加、招聘又はオンラインにより、海外の研究者との共同研究及び交流を推進する。（再掲No.15）
(3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置					
63		・学生が研究活動に参加できる環境整備の充実を図る。	・ゼミ活動やフィールドワーク等を円滑に実施できるよう交通手段を確保する。	継続	・ゼミ活動やフィールドワーク等を円滑に実施できるよう交通手段を確保する。
64		・地域連携センターの研究機能の充実及び共同研究並びに産学官金連携を推進する。 ・教員サバティカル制度（長期研修制度）の活用を図る。	・地域連携センターにおける受託研究等の研究活動を推進するとともに、青森市産官学連絡会議等の共同研究活動や産学官金との連携事業を推進する。	継続	・地域連携センターにおける受託研究等の研究活動を推進するとともに、青森市産官学連絡会議等の共同研究活動や産学官金との連携事業を推進する。
65		・戦略的志向に基づく研究費の適正な配分を行う。	・教員職員に対し、長期研修（サバティカル）の募集を行うとともに、教員職員が活用しやすいサバティカル制度の運用を検証する。	継続	・教員職員に対し、教員サバティカル制度（長期研修制度）の募集を行うとともに、教員職員が活用しやすいサバティカル制度の運用を検証し、必要に応じて見直しを実施する。
66			・戦略的研究費の適正な配分により、大学の教育研究上有意義と認められる研究に対する支援を行う。	継続	・戦略的研究費の適正な配分により、大学の教育研究上有意義と認められる研究に対する支援を行う。
67			・教職員に研究費（地域貢献活動推進費）を配分し、地域貢献に係る研究等を促進する。	継続	・教職員に研究費（地域貢献活動推進費）を配分し、地域貢献に係る研究等を促進する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
(4) 市の課題解決に関する目標を達成するための措置					
68		・青森市等との連携協力を進め、市が抱える政策課題等の問題解決に向けた研究活動に参加する。	・市の抱える課題等の解決に向けて、青森市産官学連絡会議（AOMORI SIX）等と連携し、共同研究等を実施する。	継続	・市が抱える政策課題等の解決に向けて、青森市産官学連絡会議（AOMORI SIX）等と連携し、共同研究等を実施する。
69			・青森リモートワーク人材誘致研究会に参画し、青森市及び青森圏域での首都圏等からのリモートワーク人材の誘致及び移住・定住に関する研究を推進する。	継続	・青森リモートワーク人材誘致研究会に参画し、青森市及び青森圏域での首都圏等からのリモートワーク人材の誘致及び移住・定住に関する研究を推進する。
第3 (II) 地域貢献に関する目標を達成するための措置					
1 地域連携・広域連携の強化に関する目標を達成するための措置					
①地域連携実施体制の強化					
70		・地域連携センターにおける各種地域連携活動の充実を図るとともに、教職員や学生がゼミ活動や課外活動において地域課題への取組やボランティア活動等の地域の活動に参加しやすい環境を整備する。	・県内自治体や青森市産官学連絡会議等との連携及び自治体の課題解決をテーマとしたゼミや研究活動等を推進し、地域貢献活動を充実させる。	継続	・県内自治体や青森市産官学連絡会議等との連携及び自治体の課題解決をテーマとしたゼミや研究活動、学生・教職員のボランティア活動への参加等を推進し、地域貢献活動を充実させる。
71			・教職員及び学生が地域課題や地域貢献活動に参加できるよう、地域情報の提供や移動手段の支援を行う。	継続	・教職員及び学生がゼミやボランティア活動で地域課題への取組や地域貢献活動に参加できるよう、地域情報の提供や移動手段の支援を行う。
②地域の大学との連携					
72		・地域の大学間の連携を強化し、地域の課題解決に積極的に取り組む。	・青森地域大学間連携協議会等の連携組織に参画し、大学間連携による地域課題解決等の事業に積極的に取り組む。	継続	・青森地域大学間連携協議会等の連携組織に参画し、大学間連携による地域課題解決等の事業に積極的に取り組む。
73			・公立はこだて未来大学との連携協定に基づき、学生及び教員との交流事業を行い、青函圏域の大学間連携を推進する。	継続	・公立はこだて未来大学との連携協定に基づき、学生及び教員との交流事業を行い、青函圏域の大学間連携を推進する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
③青森県及び県内自治体、企業等との連携					
74		<ul style="list-style-type: none"> ・青森県の地域課題に関する研究活動や地域事業などに参加し、青森県との連携体制を強化する。 ・県内の市町村との新たな連携を図り、大学の人材及び研究成果を活用し地域に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携事業を実施するほか、各種審議会、委員会等の委員への就任、あおもり立志挑戦塾等へ参加するなど、県の行政施策への取組を支援する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携事業を実施するほか、各種審議会、委員会等の委員への就任、あおもり立志挑戦塾等へ参加するなど、県の行政施策への取組を支援する。
75		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業、N P O等との連携を推進し、地域活性化に関する活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村の地域課題解決を支援するため、連携協定を締結する市町村の依頼を基に現地調査や政策提案、事業の受託、新たな連携協定に向けた調査及び検討等を行う。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村の地域課題解決を支援するため、連携協定を締結する市町村の依頼を基に現地調査や政策提案、事業の受託、新たな連携協定に向けた調査及び検討等を行う。
76			<ul style="list-style-type: none"> ・21 あおもり産業総合支援センターと連携し、地域での創業・起業を目指す方の支援を行うスタートアップラボ事業を行う。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・21あおもり産業総合支援センターと連携し、地域での創業・起業を目指す市民等の支援を行うスタートアップラボ事業を実施する。また、学生の創業・起業意識及び青森市学生ビジネスアイデアコンテストへの参加意欲の醸成を図るため、創業・起業に係る学生向けセミナーを開催する。
77				継続	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等が実施する地域活性化及び地域貢献に関する事業への参画を推進する。
④「青森圏域連携中枢都市圏」の取組への参画					
78		<ul style="list-style-type: none"> ・「青森圏域連携中枢都市圏」の取組に積極的に参画し、圏域内の市町村等の地域課題の解決や圏域の活性化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森圏域内の市町村において、住民を対象に地域課題解決に向けた公開講座を開催するなど、青森圏域連携中枢都市圏の取組に積極的に参画する。 	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・青森圏域内の市町村において、住民を対象に地域課題解決に向けた公開講座として、リモートワーク活用をテーマとした講座を今別町、蓬田村、青森市浪岡地区で開催するなど、青森圏域連携中枢都市圏の取組に積極的に参画する。
2 地域還元・情報提供に関する目標を達成するための措置					
79		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報誌、マスメディア及びまちなかラボを活用し、広く地域に人的資源や教育研究成果の情報を提供する。 ・研究成果を公表するために公開講座を過去2年間（令和元年度～令和2年度）の平均以上開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の研究成果の地域還元を推進するため、公開講座の実施及び学術リポジトリや論纂の公開など、マスメディア等を活用した積極的な情報発信を行う。（再掲） 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の研究成果を社会還元するため、青森ケーブルテレビでの公開講座の放映やホームページでの学術リポジトリや論纂の公開など、マスメディア等を活用した積極的な情報発信を行う。（再掲No.60）
80			<ul style="list-style-type: none"> ・年報の発行やまちなかラボでの公開講座画像の閲覧等により、研究内容や地域貢献活動状況を広く情報提供する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・年報の発行やまちなかラボでの公開講座画像の閲覧等により、研究内容や地域貢献活動状況を広く情報提供する。
81			<ul style="list-style-type: none"> ・教員の研究成果の地域還元を推進するため、地域住民を対象とした公開講座を5講座開催する。（再掲） 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の研究成果の地域還元を推進するため、地域住民を対象とした公開講座を5講座開催する。（再掲No.61）

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）	
3 地域人材の輩出に関する目標を達成するための措置						
(1) 起業・創業や地元企業による新たな領域での事業展開に挑戦する人材育成に関する目標を達成するための措置						
82		・市及び商工団体等と連携して、学生及び市民等に対する起業・創業支援及び人材育成に関する取組を行う。	・21あおもり産業総合支援センターと連携し、学生の創業・起業意識及び青森市学生ビジネスアイデアコンテストへの参加意欲の醸成を図るため、創業・起業に係る学生向けセミナーを開催する。	継続	・21あおもり産業総合支援センターと連携し、地域での創業・起業を目指す市民等の支援を行うスタートアップラボ事業を実施する。また、学生の創業・起業意識及び青森市学生ビジネスアイデアコンテストへの参加意欲の醸成を図るため、創業・起業に係る学生向けセミナーを開催する。（再掲No.76）	
(2) 商工団体等や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成に関する目標を達成するための措置						
83		・商工団体等と連携しながら、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、フィールドワークやゼミ活動等で地域や企業の事業に参画し、学生の事業創造力を育成する。	・商工団体等と調整し、Ｗｅｂ会議システムを活用して、フィールドワークやゼミ活動等で地域企業の事業に参画する。	継続	・商工団体等と調整し、Ｗｅｂ会議システムを活用して、フィールドワークやゼミ活動等で地域企業の事業に参画する。	
4 市への貢献に関する目標を達成するための措置						
84		・青森市の行政施策との緊密な連携により、行政課題の解決や地域貢献に係る活動に教員並びに学生が参加し、積極的に取り組む。	・各種審議会、委員会等の委員を派遣するなど、市の行政施策への取組を支援する。	継続	・各種審議会、委員会等の委員を派遣するなど、市の行政施策への取組を支援する。	
85			・市の行政課題の解決を目的とする教員の研究及びゼミ活動を積極的に推進する。	継続	・市の行政課題の解決を目的とする教員の研究及びゼミ活動を積極的に推進する。	
86			・青森市学生ビジネスアイデアコンテストへの学生参加を積極的に推進する。	継続	・青森市学生ビジネスアイデアコンテストへの学生参加を積極的に推進する。	
87			・市の抱える課題等の解決に向けて、青森市産官学連絡会議（AOMORI SIX）等と連携し、共同研究等を実施する。（再掲）	継続	・市が抱える政策課題等の解決に向けて、青森市産官学連絡会議（AOMORI SIX）等と連携し、共同研究等を実施する。（再掲No.68）	
88			・青森リモートワーク人材誘致研究会に参画し、青森市及び青森圏域での首都圏等からのリモートワーク人材の誘致及び移住・定住に関する研究を推進する。（再掲）	継続	・青森リモートワーク人材誘致研究会に参画し、青森市及び青森圏域での首都圏等からのリモートワーク人材の誘致及び移住・定住に関する研究を推進する。（再掲No.69）	
第4（III）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置						
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置						
89		・戦略的かつ機動的な大学運営を図る目的から、法人経営と教学全般を包括する執行部機関の運用を図る。 ・審議会等の委員等から大学運営に関する意見等を聴取し、大学運営に反映させる。	・法人経営と教学全般を包括する戦略会議を定期的に開催する。	継続	・法人経営と教学全般を包括する戦略会議を定期的に開催する。	
90			・大学運営の参考とするため、審議会等の委員等から意見聴取を行う。	継続	・大学運営の参考とするため、経営審議会、教育研究審議会等の委員等から意見聴取を行うほか、設立団体の長と役員の意見交換を実施する。	

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
2 人材の確保に関する目標を達成するための措置					
91		・大学設置基準及び大学院設置基準に定められた教員数を維持しつつ、教育・研究の質の向上が図られるよう、優秀な教員の確保に取り組む。	・大学設置基準及び大学院設置基準に定められた教員数を確保するために、積極的な募集活動を実施する。	継続	・大学設置基準及び大学院設置基準に定められた教員数を確保するために、積極的な募集活動により、優秀な教員の確保に取り組む。
92		・人材育成を図るため、SD研修や学外の研修への積極的な参加を促進する。	・SD研修や学外の研修について周知するとともに、積極的な参加を促す。	継続	・SD研修や学外の研修について周知するとともに、積極的な参加を促す。
93		・事務局の業務内容、業務分担を見直し、適正な組織体制を検証し、必要に応じて整備を行う。	・事務局内の組織体制及び業務の質・量の検証を行い、事務職員の人員の適正化に向けた検討を進める。	継続	・事務局の業務内容、業務分担の見直し、適正な組織体制を検証し、必要に応じて見直しを行う。
3 人事評価の給与・昇任等への反映に関する目標を達成するための措置					
94		・市の人事評価制度に準じた事務職員の人事評価を早期に実施し、給与・昇任等に反映させる。	・事務職員を対象とする能力評価及び業績評価を本格的に実施する。	継続	・事務職員を対象とする能力評価及び業績評価を継続実施し、給与・昇任等に反映させる。
95		・教員を対象とした人事評価を実施し、給与・昇任等に反映させる。	・教員職員を対象とする人事評価の試行を実施するとともに、教員職員からの意見等を踏まえ、本格導入のための検証を行う。	継続	・教員職員を対象とする人事評価（自己評価・評価実施）の試行を実施するとともに、教員職員からの意見等を踏まえ、本格導入のための検証を行う。
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置					
96		・時代の変化と社会の要請に対応した教員職員の配置を機動的に実施する。	・時代の変化と社会の要請に対応した教員職員を配置する。	継続	・時代の変化と社会の要請に対応した学内組織を編成するため、各種委員会等へ教員職員を配置する。
97		・事務内容の検証により、外部委託化等の可能な事務のアウトソーシングを進める。	・予算編成過程を通じて、業務の外部化に向けて、事務内容の検証を行う。	継続	・予算編成過程を通じて、業務の外部化に向けて、事務内容の検証を行う。
98		・内部事務の効率化を図り、事務の適正な配分を行う。	・予算編成過程を通じて、事務の効率化・合理化に向けて、事務処理等の検証を行う。	継続	・予算編成過程を通じて、事務の効率化・合理化に向けて、事務処理等の検証を行う。
5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置					
99		・ホームページ等を通じ、大学の現状についてのタイムリーな情報を発信する。 ・大学における人材情報、受託研究、調査情報等を各種広報媒体を通じて広く発信する。	・ホームページやSNSを活用し、イメージ動画の配信及び学内イベントや教育研究活動等の情報を積極的に発信する。	継続	・ホームページやSNSを活用し、イメージ動画を配信するとともに、大学行事、地域連携活動、公開講座等の情報を積極的に発信する。
100			・大学ポートレートやマスマディア等の各種広報媒体を通じて、大学情報の公開を行う。	継続	・大学ポートレートやマスマディア等の各種広報媒体を通じて、大学の基本的な情報を発信するとともに、本学の人材情報、受託研究、調査情報等については、ホームページで積極的に発信する。
第5 (IV) 経営・財務内容の改善に関する目標を達成するための措置					
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置					
(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置					
101		・社会情勢に配慮しながら、料金設定の適正性を検証する。 ・受験生確保のために高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を戦略的かつ積極的に行う。	・受験生確保のため高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を実施する。	継続	・受験生確保のため高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を実施する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置					
102		・科学研究費補助金等の外部研究費の獲得増に向けて、情報の収集、提供、申請の奨励を図り、過去2年間（令和元年度～令和2年度）の平均以上の申請を行う。	・科学研究費補助金等の外部研究費の申請を11件以上行う。	継続	・科学研究費補助金等の外部研究費の申請を11件以上行う。 ※11件は、第3期中期計画策定年度の直近2年度（令和元年度～令和2年度）の平均以上の件数
103			・外部研究費の獲得増に向け、支援の方策を検討する。	継続	・外部研究費の獲得増に向け、令和3年度の支援の方策（案）を検証し、必要に応じて見直しを検討する。
(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置					
104		・国、自治体、財団法人、民間企業等からの外部資金に関する情報収集をすすめ、資金獲得を図る。 ・各種寄附金等の獲得増に取り組む。	・国、自治体、財団法人、民間企業等からの外部資金を獲得するための情報収集を行う。	継続	・外部資金の獲得を推進するため、国、自治体、財団法人、民間企業等からの外部資金に関する情報を収集し、教員などへの情報提供を行う。
105		・国際芸術センター青森や交流施設、大学の施設・設備の貸出しによる収入増を図るため、利用促進のPRを図る。 ・国際芸術センター青森の効果的な運営を維持するため、自己収入の獲得を図る。	・企業や同窓会等に対し、寄附の働き掛けを行う。	継続	・企業や同窓会等から寄附金等の獲得増を図るため、寄附金の制度について、HPや大学案内パンフレットへ掲載するとともに、訪問による寄附の働き掛けを行う。
106			・ホームページや大学内へのパンフレット設置によるPRに加え、公共施設へのパンフレット設置や個別利用者への情報提供等により、国際芸術センター青森や交流施設、大学の施設・設備の貸出しによる収入増に向けた取組を行う。	継続	・ホームページや大学内へのパンフレット設置によるPRに加え、公共施設へのパンフレット設置や個別利用者への情報提供等により、国際芸術センター青森や交流施設、大学の施設・設備の貸出しによる収入増に向けた取組を行う。
107			・国際芸術センター青森において、展覧会時及び年単位の事業協力金（寄附金）のPR等を行い、自己収入の獲得を図る。	継続	・国際芸術センター青森において、展覧会時及び企業等への郵送や訪問による年単位の事業協力金（寄附金）のPR等を行い、自己収入の獲得を図る。
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置					
108		・教職員のコスト意識の涵養に取り組み、教育の質の維持向上を図りつつ業務の改善を進め、業務量及び経費の削減を進める。	・予算編成過程を通じて、事務の効率化・合理化に向けて、事務処理等の検証を行う。（再掲）	継続	・予算編成過程を通じて、事務の効率化・合理化に向けて、事務処理等の検証を行う。（再掲No.98）
109		・契約方法の競争的環境の確保等により管理経費の抑制に努めるとともに、効率化が見込める業務については外部委託化を進める。	・予算編成過程を通じて、業務の外部化に向けて、事務内容の検証を行う。（再掲）	継続	・予算編成過程を通じて、業務の外部化に向けて、事務内容の検証を行う。（再掲No.97）
110		・財務状況の分析に基づき、柔軟な予算組替えと効率的な予算執行に取り組む。	・効率的に予算を執行するため、支出の徹底した見直しによる事業の「選択と集中」を基本に予算編成を行うとともに、財務状況の分析を行う。	継続	・効率的に予算を執行するため、支出の徹底した見直しによる事業の「選択と集中」を基本に予算編成を行うとともに、財務状況の分析を行う。
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置					
111		・資産の状況を点検・把握し、適切な管理を行い、より一層効果的な活用を推進する。	・固定資産及び少額備品の現物確認を実施し、適正な資産管理を行う。	継続	・固定資産及び少額備品の現物確認を実施し、適正な資産管理を行う。
112		・余裕資金の安全かつ効果的な運用を図る。	・資金運用について、金融市場の動向等を注視しながら実施の可否及び運用方法等について検証を進める。	継続	・資金運用について、金融市場の動向等を注視しながら実施の可否及び運用方法等について検証を進める。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
4 内部統制の強化に関する目標を達成するための措置					
113		・内部統制規程に基づき、内部統制の取組を着実に実施する。 ・教職員の法令遵守に対する意識の向上を図る。	・内部統制規程に基づき、各業務での職員による自己点検・自己評価並びに監事による監事監査及び内部監査を行う。	継続	・内部統制規程に基づき、各業務での職員による自己点検・自己評価並びに監事による監事監査及び内部監査を行う。
114			・教職員の規範意識を向上させるため、学内研修の実施や学外研修へ参加させるとともに、学内研修におけるコンプライアンス教育の内容を検討する。	継続	・教職員の規範意識を向上させるため、令和3年度に改正した関係規程等に基づき、学内でのコンプライアンス研修を実施するとともに、学外研修への参加を促進する。
第6（V）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置					
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置					
115		・中期計画や年度計画の進捗管理を行い、適切な自己点検及び自己評価を実施する。	・中期計画及び年度計画の進捗管理を定期的に行い、その結果を事務局内で共有する。	継続	・中期計画及び年度計画の進捗管理を定期的に行い、その結果を事務局内で共有する。
116		・第三者機関による定期的な外部評価を受ける。	・第2期中期計画期間における業務の実績及び令和2年度の業務の実績について、自己点検・自己評価を実施し、第三者機関による外部評価を受ける。	継続	・第2期中期計画期間における業務の実績及び令和3年度の業務の実績について、自己点検・自己評価を実施し、第三者機関による外部評価を受ける。
117				新規	・公益財団法人大学基準協会による2018年度の本学に対する大学評価について、4点の改善課題に対する改善報告書を提出する。
2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置					
118		・評価結果を大学運営の改善に活用する。 ・P D C A サイクルによる継続的な改善を図る。	・自己評価結果及び外部評価結果等を大学運営の改善に活用し、継続的な改善を図る。	継続	・自己評価結果及び外部評価結果等を大学運営の改善に活用し、継続的な改善を図る。
119		・評価結果や改善策等については、教職員がその情報を共有し、全学的な改善に向けた意識の向上を図る。	・評価結果や改善策等を学内会議等により教職員に情報提供する。	継続	・評価結果や改善策等を学内会議等により教職員に情報提供する。
3 情報提供に関する目標を達成するための措置					
120		・法人の経営及び財務状況、大学の教育、研究及び地域貢献等に対する自己評価、外部評価等の改善策について、ホームページ等において公表する。	・個人情報の保護に留意しながら、ホームページ等を通じて法人の財務状況や業務実績等を公表する。	継続	・個人情報の保護に留意しながら、ホームページ等を通じて法人の財務状況や業務実績等を公表する。
121		・個人情報の保護に努めるとともに、外部からの情報開示の請求には迅速に対応し、透明性の確保を図る。		継続	・個人情報の保護に努めるとともに、外部からの情報開示の請求には迅速に対応し、透明性の確保を図る。
122				新規	・個人情報保護法等が統合され、地方公共団体の個人情報保護制度も令和5年4月から統合後の法律に基づくこととなるため、青森市の制度に準じて関係規程、要綱等の改正作業等を行う。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
第7 (VI) その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置					
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置					
123		<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化計画に基づき、定期的な点検や診断による効果的な修繕・更新を行う。 ・良好な教育環境を保持するため、本学施設・設備の維持管理を適切に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の施設・設備について、定期的な点検や診断により、緊急性及び必要性を勘案しつつ、インフラ長寿命化計画に基づく効果的・効率的な整備を行う。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の施設・設備について、定期的な点検や診断により、緊急性及び必要性を勘案しつつ、インフラ長寿命化計画に基づく効果的・効率的な整備を行う。
124		<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献として図書館等の大学施設を開放し、活用の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器更新及び図書館の環境整備を行う。（再掲） 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な学修環境や教育研究環境を確保するため、講義室の情報機器や映像・音響機器の更新及び図書館の環境整備を行う。（再掲No.18）
125		<ul style="list-style-type: none"> ・国際芸術センター青森において、青森市の次世代を担う小・中学生を対象とした校外学習受入れなどの教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした芸術作品の展示及びワークショップ、青森アートミュージアム5館連携協議会の取組への参画により施設利用の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、交流施設、大学の施設・設備等について、一般貸出のPRを行い、利用促進を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、交流施設、大学の施設・設備等について、一般貸出のPRを行い、利用促進を図る。
126		<ul style="list-style-type: none"> ・国際芸術センター青森において、小・中学生等を対象とした創作体験等の教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした展覧会、ワークショップなどを開催し、来場者促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民及び地域によるイベントや事業の実施に対し、施設を開放する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民及び地域によるイベントや事業の実施に対し、施設を開放する。
127		<ul style="list-style-type: none"> ・国際芸術センター青森において、小・中学生等を対象とした創作体験等の教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした展覧会、ワークショップなどを開催し、来場者促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際芸術センター青森において、小・中学生等を対象とした創作体験等の教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした展覧会、ワークショップなどを開催し、来場者促進を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・国際芸術センター青森において、小・中学生等を対象とした創作体験等の教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした展覧会、ワークショップなどを開催し、来場者促進を図る。
128		<ul style="list-style-type: none"> ・青森アートミュージアム5館連携協議会へ参画し、共同Webサイト運営、アートツーリズム誘客等のPR事業を実施し、国際芸術センター青森への来場者促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森アートミュージアム5館連携協議会へ参画し、共同Webサイト運営、アートツーリズム誘客等のPR事業を実施し、国際芸術センター青森への来場者促進を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・青森アートミュージアム5館連携協議会へ参画し、共同Webサイト運営、アートツーリズム誘客等のPR事業を実施し、国際芸術センター青森への来場者促進を図る。
2 安全管理に関する目標を達成するための措置					
129		<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策と危機管理体制を強化する。 ・学生、教職員の健康の保持増進に努め、定期的な健康診断を実施するとともに、健康相談や健康管理指導を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防訓練等を実施するとともに、自衛消防隊の体制を維持する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・消防訓練等を実施するとともに、自衛消防隊の体制を維持する。
130		<ul style="list-style-type: none"> ・衛生委員会を運営し、学内の安全衛生に関する検証・報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員の健康診断を実施するとともに、要精密検査対象者への受診勧奨を行う。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員の健康診断を実施するとともに、要精密検査対象者への受診勧奨を行う。
131		<ul style="list-style-type: none"> ・学内の情報システムに係る管理保護規程に基づき、ソフトウェアの不正使用防止や情報セキュリティの向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックを実施し、教職員の健康保持の増進を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックを実施し、教職員の健康保持の増進を図る。
132		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症情報を隨時収集し、周知するとともに、必要な対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生委員会を毎月開催し、学内における安全衛生に関する検証や情報共有を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生委員会を毎月開催し、学内における安全衛生に関する検証や情報共有を図る。
133		<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードやUSBメモリの適正管理等により、情報セキュリティの向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードやUSBメモリの適正管理等により、情報セキュリティの向上を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードやUSBメモリの適正管理等により、情報セキュリティの向上を図る。
134		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症情報を随时収集し、学生、教職員へ周知するとともに、必要に応じて学内会議等で対策を検討し、必要な対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症情報を随时収集し、学生、教職員へ周知するとともに、必要に応じて学内会議等で対策を検討し、必要な対策を講じる。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症情報を随时収集し、学生、教職員へ周知するとともに、必要に応じて学内会議等で対策を検討し、必要な対策を講じる。
135		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対処が終了するまで、危機管理対策本部による対応を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対処が終了するまで、危機管理対策本部による対応を継続する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対処が終了するまで、危機管理対策本部による対応を継続する。

No.		第3期中期計画	令和3年度 年度計画	区分	令和4年度 年度計画（案）
3 ユニバーサル社会の実現に向けた意識向上に関する目標を達成するための措置					
136		<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員に対し、ユニバーサル社会の実現に向けた人権意識の向上を認識させるとともに、各種ハラスメントや人権侵害を抑制するための防止体制と相談体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントに対する相談窓口を明確化するとともに、リーフレットを配付し、学生、教職員のユニバーサル社会の実現に向けた人権意識の向上を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントに対する相談窓口を明確化するとともに、リーフレットを配付し、学生、教職員のユニバーサル社会の実現に向けた人権意識の向上を図る。
137		<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止対策委員会を運営し、学内のハラスメントに関する検証・報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止対策委員会を開催し、学内におけるハラスメントについての検証や情報共有を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止対策委員会を開催し、学内におけるハラスメントについての検証や情報共有を図る。
138		<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする不当な差別的取扱いがないように合理的配慮の提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生及び教職員等に対して、合理的配慮の提供を行う。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生及び教職員等に対して、合理的配慮の提供を行う。